

平成七年國家公安委員會規則第四號

特定物質の運搬の届出等に関する規則  
化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（平成七年法律第六十五号）第十七条第一項、第二項及び第四項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、特定物質の運搬の届出等に関する規則を次のように定める。

周易三經

- 第一条** 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（以下「法」という。）第十七条第一項の規定による特定物質の運搬の届出をして、運搬証明書の交付を受けようとする者は、別記様式第一の運搬届出書二通を当該運搬の経路である区域を管轄する都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に提出しなければならない。

2 前項の届出に係る運搬が二以上の都道府県にわたることとなる場合には、当該特定物質の出発地を管轄する公安委員会（以下「出発地公安委員会」という。）以外の公安委員会に対する同項の届出書の提出は、出発地公安委員会を経由してしなければならない。

3 第一項の運搬届出書の提出は、当該運搬が一の公安委員会の管轄する区域内においてのみ行われる場合にあっては運搬開始日の一週間前までに、その他の場合にあっては運搬開始日の二週間前までに、  
月刊日本郵便  
月刊日本郵便

**第二条** 法第十七条第一項の運搬証明書の様式は、別記様式第二のとおりとする。

卷一

**第三条** 法第十七条第一項の国家公安委員会規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- 二三三四  
特定物質の積卸し又は一時保管をする場所  
車両により運搬する場合における特定物質の積載方法、当該車両の駐車場所及び車列の編成  
見張り人の配置その他特定物質への関係者以外の者の接近を防止するための措置

三  
物質の直接

七  
前

- 七 前各号に掲げるもののほか、特定物質が盜取され、又は所在不明となることを防ぐために必要な事項  
(運搬証明書の記載事項の変更の届出)  
**第四条** 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律施行令（平成七年政令第百九十二号。以下「令」という。）第三条の二の規定による届出をし、運搬証明書の書換えを受けようとする者は、別記様式第三の運搬証明書書換え申請書一通に当該運搬証明書を添えて、その交付を受けた公安委員会に提出しなければならない。

**第五条** 令第三条の三の規定による運搬証明書の再交付を受けようとする者は、別記様式第四の運搬証明書再交付申請書一通をその交付を受けた公安委員会に提出しなければならない。この場合において、申請の事由が当該運搬証明書の汚損であるときは、当該申請書に当該運搬証明書を添えなければならない。

（施行期日）  
この規則は、化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律の施行の日から施行する。  
**附 則**（平成一一年一月一日国家公安委員会規則第一号）抄

1

- 2 (経過措置) この規則による改正前の犯罪被害者等給付金支給法施行規則、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則、警備員等の検定に関する規則、指定車両移動保管機関等に関する規則、自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則、原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則、届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則、特定物質の運搬の届出等に関する規則及び古物営業法施行規則に規定する様式による書面については、改正後の犯罪被害者等給付金支給法施行規則、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則、警備員等の検定に関する規則、指定車両移動保管機関等に関する規則、自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則、原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則、届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則、特定物質の運搬の届出等に関する規則及び古物営業法施行規則に規定する様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。この場合には、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。

附 則（平成二年三月三〇日國家公安委員會規則第八號）

この規則は、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律の施行の日（平成十一年四月一日）から施行する。

(宣丁朔日) 附則 (令和元年六月二一日國家公安委員會規則第三號)

1 この規則は、令和元年七月一日から施行する。

## 2 (経過措置) この規則

附則（令和二年一二月二八日國家公安委員會規則第一三号）

**第一条** この規則は、公布の日から施行する。  
(施行期日)

（経過措置）

**第二条** この規則による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、当分の間、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

### 別記様式第1（第1条関係）

運搬する特定物質の名称及び数量 (注5)					
運送人	氏名(法人にあっては、その名称)				
	住所				
運行責任者 氏名 (注6)					
同行者 氏名 (注7)					
特定物質積載車両及び運転者		自動車 登録番号	最大積載 重量	積載する特定 物質及びその 積載数量	運転者 氏名
積載方法 (注8)					
運搬要領 (注9)					
警察機関への連絡要領					

- 注1 許可製造者、承認輸入者、許可使用者又は廃棄義務者の別を記載すること。  
 2 全運搬経路の運搬日時を記載すること。  
 3 全運搬経路の出発地及び到達地を記載し、工場又は事業所である場合は、その名称を併記すること。  
 4 駐車、積卸し及び一時保管の予定場所及び予定時刻を記載すること。  
 5 特定物質の化学上の名称及び重量を記載すること。  
 6 運行に同行し、運搬の実施について責任を有する者の記載をすること。  
 7 運行に同行し、特定物質の取扱いに関し知識及び経験を有する者の記載をすること。  
 8 輸送する特定物質の積載方法の概要を記載し、積載時の車両の外観図を添付すること。  
 9 駐車、積卸し又は一時保管をする際に講じる見張り人の配置等盗取等の防止の措置について記載し、車列の編成及び車間距離を記載した図面を添付すること。

- 備考 1 ※印欄には記載しないこと。  
 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

## 別記様式第2 (第2条関係)

第 号		年 月 日						
特 定 物 質 運 搬 証 明 書								
公安委員会 <input type="button" value="印"/>								
届出者	住所							
	氏名 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)							
	届出者の区分							
運 搬 日 時			年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで					
出 発 地								
到達地								
運	経由地点	距離 (km)		路線名	所要時間 (分)	運行時刻	運搬手段	備考
		区間	キロ程					
搬	経							
運 搬 の 内 容								
指 示 事 項								
備考 1 この運搬証明書は、運搬中常に携帯すること。 2 運搬中この運搬証明書の記載事項に変更を生じたときは、直ちに特定物質が現に在る場所を管轄する都道府県公安委員会に連絡し、指示に従って運搬すること。								

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

## 別記様式第3 (第4条関係)

		※整 理 番 号	
		※受 理 年 月 日	
		※書 換 え 年 月 日	
特定物質運搬証明書書換え申請書			
年 月 日			
公安委員会 殿			
住所			
氏名 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)			
届出者の区分			
化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律施行令第3条の2の規定により、運搬証明書の書換えを申請します。			
運搬証明書番号		運搬証明書交付年月日	年 月 日
変 更 内 容	旧		新
変 更 事 由			

備考 1 ※印欄は、記入しないこと。  
 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

## 別記様式第4（第5条関係）

	※整 理 番 号	
	※受 理 年 月 日	
	※再 交 付 年 月 日	

特定物質運搬証明書再交付申請書

年 月 日

公安委員会 殿

住所

氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

届出者の区分

化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律施行令第3条の3の規定により、運搬証明書の再交付を申請します。

運搬証明書番号		運搬証明書交付年月日	年 月 日
申 請 の 事 由			

備考 1 ※印欄は、記入しないこと。  
 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。